

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第4回会合 議事要旨

1 日 時 令和元年10月10日（木）午後2時から午後4時15分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

（座長）津田 賛 平（弁護士，元保護局長，元京都地検検事正）

（構成員）阿久津 照 美（被害者支援都民センター相談支援室長）

伊 東 秀 彦（弁護士）

伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）

及 川 里 子（東京保護観察所被害者担当保護司）

武 　　るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）

中 原 康 子（横浜保護観察所首席保護観察官）

4 要 旨

（1）論点整理及び今後の議論の進め方について

今後，配付資料1をたたき台として検討することとされた。

今後の議論の進め方として，第4回会合で「相談・支援」及び「被害者等通知制度」（以下，単に「通知制度」という。）について，第5回会合で「心情等伝達制度」及び「被害者等の視点を踏まえた保護観察処遇の実施」について，第6回会合で「意見等聴取制度」及びその他論点について検討を行うこととし，第7回会合で報告書の最終調整を行うこととされた。

なお，第5回会合において，被害者遺族のヒアリングを実施することが承認された。

また，今後議事を進めていくに当たっての留意点や検討に当たって着目すべきポイント等について確認が行われた。

（2）論点について協議

「相談・支援」及び「通知制度」について，事務局からこれまでの議論等について説明があった後，協議が行われた。

（3）その他

事務局が，次回以降の開催日程等について，説明をした。

5 構成員からの主な発言等

(1) 4の(1) 関係(今後議事を進めていくに当たっての留意点や検討に当たって着目すべきポイント等について)

- ・ 更生保護法第1条¹に規定されている同法の目的には、形式的には「犯罪被害人」という単語は出てこない。同法の目的と更生保護の犯罪被害人等施策とは、どのような関係にあるか。個人的には、更生保護の犯罪被害人等施策は、単なる加害者の更生のための道具としてではなく、刑確定後の段階でも被害人等の保護が図られるべきという積極的な意味での位置付けが望ましいと考えているが、いかがか。

→(事務局) 更生保護における被害人等施策については、更生保護法第1条の「犯罪予防の活動の促進等」の「等」の中に含まれると考えている。更生保護法の究極の目的は、「社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」であり、加害者に対する処遇は、当然、被害人等を含む国民の負託にこたえ得るものでなくてはならないと考えている。国民の誰もが被害人等になり得るこの社会にあつて、思いがけず被害を受けた被害人等を支援することもまた、更生保護の目的に含まれる。

- ・ 被害人等施策の検討に当たって、人数が多く、検討しやすい被害人等の像を念頭に議論をしていくことが多いが、被害人等は、100人いれば100人全員異なる。被害人等の持つ経験、遭ってしまった事件、被害人等の性格、被害人等の住む地域、加害者、その何もかもが違っていて、被害人等は本当に多様である。そのため、検討に当たってしっかり軸に置いていきたいのは、様々な被害人等がいて、様々なことを想定しながら検討を行う必要があるということである。それには、様々な被害人等の話を聞かなければならないため、次回のヒアリングはもちろんのこと、被害人等の話を聴いて検討したいと思う。

- ・ 検討に当たってのポイントは、大きく分けて3点あると考えている。

一つ目は、制度の入口を広げるために一層の周知を図るという点である。制度を知らない、又は情報不足により十分に制度を理解できていないために、制度を利用できていない被害人等がいる可能性があるという意見が以前にも出ていた。私も「そのような制度があつたのなら利用したかった。」という被害人等の声を複数回聴いたことがある。制度を知らないことにより、被

¹ 更生保護法(平成19年法律第88号)第1条において、「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。」とされている。

害者等が自分でこの制度を利用する・しないという選択をすることすらできない、その機会自体を持ってないということにつながる可能性がある。そのため、この制度をいかに被害者等に知ってもらおうかということを検討する必要がある。

二つ目として、制度の中身について、被害者等がより満足できるように改善するという点である。制度利用による二次被害を防ぐのは当然のことであるが、十分に被害者等の思いを酌んだ支援をすることにより、被害者等の負担の軽減や、気持ちの整理につながり得る。制度利用によって身体の症状が消えるなど、被害者等の回復を後押ししたと考えられる例も実際にあった。更生保護官署の職員等が、被害者等が望んでこの制度を使う訳ではなく、使わざるを得ない状況に追い込まれているということを理解し、被害者等の状況等に配慮した、被害者等にとって使いやすい制度にすること、また、様々な事情からこの制度に手の届かない被害者等にも、制度利用の機会を奪うことがないようにすることが必要である。つまり、この制度が、様々な被害者等にとって、十分に機能するために何が必要かということ、を考えていかなければいけないと思っている。

三つ目として、被害者等の声を加害者の改善更生にいかすという点である。被害者等が制度を利用することにより、加害者に自分がした事件に向き合わせ、事件の責任を負う気持ちや覚悟を持たせるということは、加害者自身の更生につながる側面がある。また、被害者等が、加害者の更生に自分が何らかの影響を持ちえた実感した場合に、被害者等の回復に結び付くこともある。制度利用によって、被害者等も得るものがあり、加害者も更生に一步踏み出すことができるような形になることが、この制度の本旨ではないかと考えている。

- 被害者等からすると、保護観察所は加害者のための役所だという意識があるため、そこに被害者等のための窓口があるということは理解しづらい。そのため、保護観察所は自信を持って、「我々も被害者等の声を聴きます。」と周知してほしい。職員等は被害者等を怖いものだと思っているのではないかと思うが、そのようなことはない。そして、そこに被害者等が相談に来たときには、その勇気を酌み取り、「よくいらっしゃいましたね。私たちが話を聴きます。」と丁寧に対応してほしいと思う。

もう一点、被害者等の声が、加害者の更生に影響を与えること、それを被害者等が感じられること、そのこと自体は良いと思うが、被害者等の心情としては、複雑なところもある。自分の経験であるが、加害者が少年院に入ってからすぐに手紙が来たが、少年院で言われて書いたものだと思い、読まなかった。すると加害者の支援者から、「なぜ手紙を読まないのか。被害者である

あなたが加害者を変えるかもしれない、変えるのだ。」と言われ、「なぜ自分が加害者を変えなければいけないのか」と思った。被害者等は、「被害者等が加害者を更生に導く」といったことを言われることは余り好まないと思う。被害者等は、加害者のために行動しているわけではなく、被害者のために行動している、と考えていると思うので、加害者の更生のために、ということ被害者等に求めるということについては、慎重に考えないといけないと思う。

- ・ 提言の内容について、最終的には更生保護官署で現実に対応可能なものとする必要がある。もちろん、構成員の経験等を踏まえて自由な発想で検討を行うべきだと考えているが、実際に提言をする、報告書をまとめる際には、現実に対応できないような内容を盛り込んでしまうと、せっかく我々が議論してきたことの意義が失われかねない。については、実現可能な提言を行うことを目指すということ、共有したい。
- ・ (座長) 今の議論で、今後議論すべきことが網羅されたのではないかと感じている。

更生保護官署が被害者等施策の一端を担うこととなった当初は、従来の加害者の改善更生に加え、被害者等施策ももう一つの大きな柱と捉え、これらを更生保護の二本柱にするという意識で、制度の検討が始まったのではないかと思う。その検討の中では、「更生保護は加害者の更生を図るものであったのに、なぜ被害者等施策を行うのか。」「両方が矛盾なく成立するのか。」といった異論や戸惑いも、関係者の中ではあった。しかしそれを乗り越えて、更生保護の二本柱のうちの一つとして、被害者等施策が始まったのだと思う。

また、周知について意見があったが、それは当然考えなくてはいけないことであり、それができなければ、せっかく制度を作っても、意味がない。

そして制度を作る場合は、あらゆるケースに対応できるように、なおかつ分かりやすくする必要があり、それは非常に難しい検討ではあるが、そういった点を議論してほしいと思う。

(2) 4の(2) 関係(「相談・支援」についての協議)

- ・ 第1回会合配付資料2に記載されている相談・支援の内容のうち、「被害者等への支援制度などの説明」は適切に実施されていると思うが、もう一つの「関係機関等の紹介」について確認したい。確かに、被害者等を適切なところに適切につなぐことが必要であり、被害者担当官等地方別協議会の協議題(配付資料4)でも、「関係機関・団体との『顔の見える関係』の構築について」ということが挙げられており、関係機関等との連携には現状でも取り組んでいると思われる。例えば、相談内容が、損害賠償の回収関係であれ

ば弁護士会につなげる、精神的な被害の関係であればそれに適切な機関につなげることなどが考えられるが、今後、より一層関係機関・団体との連携を深めることによって、適切に紹介できるようにしてほしいと思う。

→(事務局)その点は地域差があり、積極的に連携しているところもあれば、件数が少なくて実際のケースの連携に至らないところもある。しかし、関係機関等の担当者と互いに顔を知って、その後に各機関等の支援メニューの内容を把握し、被害者等に適切に紹介できるよう保護局としても指示しており、各種協議会等でも議論するなどして、関係機関等との連携の充実に注力しているところである。

- ・ 保護観察期間中であるかどうかを問わず、かつ罪種を問わず相談を受け付けているところ、犯罪被害関係以外の相談が多いのではないかと推測するが、実情を教えてください。相談・支援を糸口に、他の制度に結び付けることで、被害者の回復の一助になるとも考えられる。相談事例を丹念に積み上げていくことで窓口が充実すると思う。
- ・ 実情としては、保護観察所に、犯罪被害以外の幅広い相談が来ている訳ではない。たまたま保護観察所の相談窓口を知って電話をかけて来たということは、年間を通してほとんどないのが実情である。保護観察所に関わる被害者等のほとんどは、刑事司法制度のそれまでの経過の中で様々な機関の支援を利用している場合が多い。もちろん、必要な場合には必要な機関に紹介をするが、そういうニーズ自体が、加害者の保護観察段階で新たに起きてくるというのは少ないというのが実感である。

また、様々なケースに対応した対応スキルの積上げということについては、現状としては、難しい面があると感じている。この制度が発足した当時は、保護観察所にとって被害者等への対応は馴染みのないものであったため、多くの保護観察官に、被害者等施策への意識付けをするために、被害者担当官は1、2年で交代するような運用をしてきたように思われるが、被害者担当官が制度の実務的な部分を理解し、慣れてきたと思ったら異動してしまい、経験の積上げというのが実質的に難しい側面もある。一方で、被害者担当保護司は職員ほど異動がないため、10年以上従事している場合もあるが、担当保護司も高齢になってきており、保護司自体の定年の規定により退任する人も出てきている。つまり、件数が少ない、経験が少ない、任期も短いということになると、洗練されていく機会を得にくいのではないかとというのが実感である。今後、被害者担当官は数年担当するということを検討してもいいのではないかと思う。制度発足当初に比べ、更生保護の被害者等施策の位置付けを職員は理解してきているところであり、さらに十分な被害者等理解、支援制度への理解を積み重ねていくためには、

そういった検討も必要ではないかと思う。

- 司法関係者ですら、保護観察所に相談窓口があると知らないのではないかとというのが実感である。もっと刑事司法手続に関わっている人たちに知ってもらうことが必要だと思う。

また、この相談・支援を受ける人の能力については、被害者支援センターでも、電話相談が一番難しいと感じるところであり、受け手のスキルアップというのは大きな課題だと思う。被害者等も、加害者に関する機関という意識で電話を架けてきており、一方電話を受ける方は変に気負ってしまって被害者等と距離を置いてしまうようなところがあると思う。支援の入口で、しっかり話を聴いてもらえたという実感がないと、被害者等はその次の制度を使おうという意識にも進んでいかないのではないかと思う。そういう意味で、相談・支援は入口としては非常に重要である。

- 被害者等が勇気を出して相談したときに、“この制度を利用してもいいかもしれない”という安全感や安心感を最初にまず担保しないと、次の制度の利用にはほとんど結びつかないと感じる。被害者等の中には、自分が被害に遭ったことが周囲に知られてしまうことが怖いというような場合もあり、相談することで二次被害を受けることを恐れて相談しないということもあり得る。支援する職員等がそういった状況を十分に理解して、その安全感・安心感を担保するというのは非常に重要である。

また、被害者担当保護司の中には、被害者等から積極的に関わってほしいというニーズがあることを感じて、積極的に声を掛けていきたいと考える人もいる。しかし、被害者等の申出がないところに、こちらから余計な関わりをしてはならないというような暗黙の雰囲気があり、こちらから手を差し伸べにくい。しかし、自分から声を上げられない人たちに声を掛けていくことが、ニーズの掘り起こしになると思う。これからすぐに何かするというのは難しいかもしれないが、将来的な展望としては、そのことを検討していくことが必要である。

- (座長) 一番大事なことは、とにかくよく話を聴くことだと思う。どうしても制度を運用する側は、これが自分たちの枠組みに入るのかどうかということを考えて、選別しようとしてしまうが、それではその人が本当に何を望んでいるのかを聴き取れない。担当官が時間をかけて話を聴くことで、自然とスキルの問題や、関係機関の紹介なども解決していくのではないかと思う。
- 配付資料2にもあるが、実感としても、相談・支援制度は、繰り返し利用する被害者等が多いと思う。被害者等は、制度を利用しようという思いに至るまでに逡巡して、その度に電話をして、そこで被害者担当官や担当保護司に話をすることで、気持ちが落ち着くことがあり、この制度が被害者等の回

復の一助となっていると感じることがある。しかし、ヒアリングの中でもあったが、保護観察所では、被害者担当官が専任とはいえ、それは企画調整課あるいは民間活動支援専門官室に所属しているため、残念ながら、被害者等施策以外の仕事もしながら被害者担当官の仕事をしているというのが現実である。被害者等が勇気を起こして、電話をしてくれても、担当者が不在で、留守番電話にせざるを得ないような状況もあり、被害者等施策に専念できる状況が望ましいと思う。

とは言え、人的体制の問題で困難な部分もあると思うので、現実的には、担当官が電話相談を受け、経験を積み重ねながら相談のスキルを上げていき、そうすることで、どこの更生保護官署でも、ある程度のレベルで相談・支援を実施できるようにしていくことが必要であると思う。そのためには、まずは最初の電話をかけていただく、その部分のハードルを下げるのが重要で、どのようにすれば相談・支援制度を知っていただけるのか、被害者等通知制度利用者以外にもどのように広報を行うかということが課題である。せっかくの制度も、広報をしないと意味がないと考えている。

- ・ 更生保護は、刑事手続の最後の部分であり、ここで、被害者が傷付くことがあってはいけないと思っている。刑事手続で何らかの支援を受けている人は、制度を理解していると思われがちであるが、実際には理解はしてないことも多いと思う。被害者等は突然被害に遭っており、法律や制度のことも分からない中、刑事手続の一つ一つに対応していくのが精一杯である。そのため、更生保護の段階になったときに、改めて相談・支援の制度があることを説明してもらわないと、パンフレットを渡されていたとしても、理解することは難しい。パンフレットももっと分かりやすくして、経験談などを載せてほしい。「こんなことができてよかった。」といった経験者の体験談を、一般の人にも分かる言葉で紹介してほしい。

また、話を聴くというのはとても難しいと思う。遺族同士でも気を遣う。しかし、じっくり話を聴かないと、その人の言いたいことは分からない。一回話を聴いて一つ目、二つ目、次に話を聴いて三つ目、四つ目の話が出るというように、一回話を聴いただけで話を理解するのは難しい。何回も何回も被害者等に寄り添うということが大事であり、「ここは何回来ても大丈夫ですよ。」という雰囲気作りをして、少しずつハードルを下げて相談しやすいようにしてもらいたい。

被害者担当官を様々な人が経験するというのは良いことでもあるが、やはり相談する側とすれば、経験豊富な人、被害者等理解ができる人に対応してほしいと思う。可能であれば、経験豊富な人と、新任の人が一緒に対応することが望ましいと思う。相談の受け手としては、寄り添ってくれる、話を聴

いてくれる人が必要だと思う。

加えて、過去に相談を受けた人や声の大きな人の話が記憶に残り、引きずられてしまいがちであるが、一回一回相談内容は違うため、一度頭を真っ白にしてから被害者等の話を聴くということに、留意してほしいと思う。

→（事務局）担当者の研修などでロールプレイ形式の講義などを実施しているが、より効果的な研修方法があれば、今後の議論の中で発言いただきたい。

- ・ 相談に対して適切な情報を与えることや、じっくり話を聴くといったベーシックな心構えのトレーニングは必要であるが、加えて、情報をどのように伝えていくかというようなトレーニングマニュアルのようなものがあれば、相談支援制度の窓口が均質的に充実化していくのではないかと感じた。
- ・ 例えば、現在の被害者担当官が新任だとしても、被害者等施策が始まってから10年の間に被害者担当官を経験した職員も一定数おり、その経験者を「経験観察官」といった形で把握するなどして、必要なときにそのスキルを活用できるようなバックアップ体制を作るということも考えられる。

（3）4の（2）関係（「通知制度」についての協議）

- ・ 通知制度の利用者からは、その内容が簡潔すぎるため、被害者等の知りたい内容を知ることができないという声を聴く。それぞれの被害者等が知りたい情報を、できる限り知らせることができるよう考えてほしい。被害者等の中には、報復などを恐れる人もおり、加害者の矯正施設入所中の心身、行動、態度の様子や変化などを知りたいと思っても、それを通知制度では知ることができず、不安を抱えることもある。また、被害回復を求めている人は、損害賠償金をどのように支払う予定なのかという情報を求めていると思う。

- ・ 仮釈放等審理開始の通知で意見等聴取制度を案内すると思うが、仮釈放等の決定の通知は仮釈放後になされるのか。

→（事務局）仮釈放等の審理が終わった後に、仮釈放等の許可・不許可の結果を通知している。しかし、仮釈放等の期日は事前には被害者等には知らされず、加害者が仮釈放等になって保護観察が開始されたときに通知がなされる。

- ・ 仮釈放等審理の結果、仮釈放等が不許可になったという通知があり、被害者等は、この加害者は仮釈放等されないと思っていたところ、その後すぐに、再度の仮釈放等審理が開始された旨の通知がなされ、非常に混乱したというケースがあった。そのケースでは、仮釈放等審理が再度行われる可能性について、説明を受けていなかった。そういった可能性があることも含めて、きちんと説明をしてほしい。

- 再度の仮釈放等審理がなされるかどうかは、更生保護官署職員にも予測ができない。再度の審理がなされるケースもあれば、なされないケースもある。意見等聴取制度を利用する場合は、再度の審理の可能性があることを説明するが、通知制度のみの利用の場合では、直接被害者等に説明することが難しく、また再度の審理の可能性を示すことで、被害者等にかえって不安を与えるかもしれないと思う。例えば、通知書の中で、「今回の」仮釈放審理は許可されませんでした」という書き方にしてはどうか。
- そのような細かい文言の部分まで、被害者等は読み込めないと思う。
また、再度の審理の可能性についても、不安にはなるが、心の準備ができるので説明してほしいと思う。被害者等は、意見等聴取制度を利用するときには、全力を注ぐ。そしてその結果、仮釈放が許可されなかった旨の通知を受け取ることで、どこかで気持ちの区切りをつける。しかし、その後再度の審理開始の通知が来たら、非常に驚く。そのため、事前に、パンフレットや説明書きにただ書いておくということではなく、しっかりと口頭で説明してほしいと思う。
- 最低限、意見等聴取制度を利用した人には、書面だけではなく、口頭で説明があると丁寧で良いと思う。
- 通知制度の通知の内容ではなく、意見等聴取制度のフォローとして丁寧に説明するということが必要であるということか。
- 通知の内容ではなく、口頭での丁寧な説明が必要だと思う。
- 再度の仮釈放等審査の可能性の説明については、加害者の仮釈放等が不許可になった被害者等だけでいいと思う。これから意見等聴取制度を利用する、という時は、意見陳述に集中しているため、記憶に残りにくい。さらに、案内文のみでは、被害者等が自分で読んで完全に理解するということが難しいため、それまでやりとりをしている担当者が、口頭で分かるように説明することが、正しい理解につながると思う。
- この制度利用の利便性を向上させ、利用につなげるためには、成年後見制度のように、手続などを映像にしてホームページに公開してはどうか。書類をどのようにそろえて、どのように書くかということなど、映像であれば繰り返し見ることができる上、俳優が演じているため分かりやすいと思う。
- 現状、加害者が成人の場合は、検察庁が公判状況を通知しており、その中で公判結果を通知する際に、加害者の処遇状況等に関する申出書の用紙と一緒にに入れて、引き続き案内をしている。
- 少年の場合は、家庭裁判所で、通知制度の案内を配布しているが、実際の申出の件数は少ない。家庭裁判所調査官の研修講師をした際に、処遇状況等の通知に関するリーフレットを、その他の書類と一緒に被害者等に渡すので

はなく、「今後の通知につながるものであり、お目通しください。」と一言添えて渡してくれないかと話をしたときに、「予断につながるため、そういうことは言えない。」と言われた。現状では、被害者等が最初の段階で通知制度があるということを理解することが難しい状況にあると思っている。

- ・ 加害者本人の状況、例えば、就職・就学の有無、病気があった場合は治療を続けているかなどを知りたいという被害者等がいる。その気持ちの裏には、一つは、被害弁償やその他の被害回復のためというもの、もう一つは、再被害を食い止めたいという思いがあるように思う。被害者等が、何のために詳しい情報が必要だと思っているのかを理解して、どのような情報をどのような場合に提供できるかという部分も、将来的には検討していく必要があると思っている。例えば、就労・就学の有無を知ることで、被害者等は、加害者が何もせずにフラフラしているのではないことが分かり、安心できる側面もある。就労・就学の有無が、どうしても出せない情報なのかという点は、被害者等のニーズに対して、一つ一つ検討していくことが必要ではないか。
- ・ 加害者が成人の場合は、どの検察庁でも被害者等に周知がなされているという印象があるが、少年事件の周知の方法は工夫の余地があると思う。特に、少年事件は審判非公開であるなど、得られる情報が少ないため、加害者が成人の場合より、被害者等のフラストレーションは高い場合が少なくない。そのため、被害者等は、より多くの情報を得たいと思うだろうし、少年事件における周知の工夫というのは、通知制度のみならず、全般的に必要なだと実感している。

通知制度に、意見等聴取制度などの制度利用の端緒としての機能があることは評価したい。しかし、通知の中身について、被害者等が知りたい内容が通知されているのかという点については、例えば、受刑者であれば処遇状況で記載されている内容の意味が分からない、仮釈放等審理の場合に被害者等の声をどのように評価したかは通知されない、といったところでフラストレーションが溜まっているのではないかと思う。第1回会合配付資料2では、前提となる評価は総合的に行われるものであるから通知されないとあるが、そうであれば、総合的なものによって行われる旨を付記してもいいのではないかと思う。

また、就労先を知りたいというニーズは非常に多く、目的として、一つは「働くと言ったのに働いているのか。」という感情がある場合と、もう一つは損害賠償請求との兼ね合いである。加害者の就労先の情報提供は難しいと思うものの、就労の有無程度であれば回答できないものかと思う。

→（事務局）通知制度は、「ここまでの情報であれば、一般的にプライバシーの侵害にならない。」という消極的な発想で作られている。では、こ

れ以上の情報は出せないのかという話になると、それはやはり比較衡量の問題になると思う。被害者等施策が始まる前は、加害者処遇を担当する保護観察官が、被害者等からの問合せを受け、適宜対応していた。今後、本当に必要性の高い被害者等への情報提供の在り方については、再考する余地があるかもしれない。

なお、現状では、通知制度で通知される以上の情報を得たい場合、心情等伝達制度を利用して、加害者側に質問をするという形を勧めている。一方で、そのためだけに心情等伝達制度を利用しなければならないのかという意見もあり得る。

- ・ この通知制度の肝というのは、「加害者の同意を取らずにどこまで出せるか」という部分であり、その観点で検討する必要がある。
- ・ 情報を通知することが、加害者本人の著しい不利益になるのかという検討に当たっては、犯罪の態様や重大性などに鑑みて、個別に検討したほうがよりきめ細やかではないかと思っている。必ずしも本人の不利益だけではなく、長い目で見た加害者の更生や、被害者等に再被害を与えないという観点から、また違った意味合いを持つことがあり得るため、できる限りの工夫と検討をしていく必要があると感じている。
 - (事務局) 通知制度は、更生保護官署の個人情報²の利用目的の範囲内で情報提供するものであると考えている。今後新たな通知事項を検討するに当たっては、行政機関個人情報保護法で許され得るものかどうかを検討し、そこで許され得るものであるとなったとしても、個々のケースごとのガイドラインのようなものを作る必要があると考えている。
- ・ 通知制度は根拠が法律ではなく通達である。更生保護法上に根拠規定を設ければ、「法令に基づく場合」に該当して情報が提供できるようになると思うが、それは困難なのか。
 - (事務局) 根拠を置くとしたら、更生保護法ではなく、刑事訴訟法や少年法などになると思われる。現状では、通達が根拠になっているが、個人情報保護法に反しない範囲で実施しなければならないのは、法律に根拠規定を置く場合でも同様である。
- ・ 加害者は、裁判や審判時に、「被害弁償を支払う。」「謝罪をする。」「仕事をする。」などと言って、その結果、保護観察になることがある。そのため、被害者等がそのことに関して知りたいと思うのは、当たり前のことだと思

² 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項において、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とされている。

う。それをなぜ被害者等が教えてもらえないのかが理解できない。

- ・ 加害者の遵守事項の内容は通知されているが、遵守されているかどうかについて、被害者等に通知するというのは現場の感覚としては困難なことなのか。
- ・ 例えば、面接等を受けているかどうか（一般遵守事項2のイ³を守っているかどうか）は、形式的には、通知制度で面接回数を知らせているとおりであるが、具体的に個々の事件について、遵守事項の遵守の状況を判断するのは、現場としては困難であると考えている。
- ・（座長）例えば、面接回数や就労の有無などはっきり分かるものはいいが、そうでないものについて、現場の一人一人の保護観察官等に判断させるのは難しいかもしれない。また、もし情報提供の合法性が争われれば、最終的には裁判所の裁判官がそれを判断することになり、その情報提供が違法と判断されてしまうというリスクもある。抽象的な部分について、ガイドラインを決めたとしても、現場ではギリギリのところはかなり悩むというところがあると思う。
- ・ 検討の際に、そういったリスクのことは必ず出てくるが、そこには、確実な情報以外は被害者等に通知できないという意識があると思う。ただ、被害者等の話を聴くと、揺るぎのない真実として保護観察所が判断したものを提供してほしいのではなく、担当者から見た「加害者の生活は落ち着いている。」「被害者等に対して何らかの反省の気持ちを持っている。」といった感覚でいいので教えてほしいというニーズがあると感じている。
- ・ 被害者等が加害者の状況の全てを知るということは難しいと思うが、加害者の処遇を担当する者が感じたことを、被害者等に伝えてほしいと思う。
- ・ 通知書は通達等の様式として定められているものであり、通知を希望する全ての被害者等に通知する内容という意味では、こういった程度の情報になってしまわざるを得ないと思う。一方で、通知書を見て被害者等が電話をしてくれた場合には、被害者等のニーズを相談・支援の中で引き出し、必要な支援や関係機関の紹介をしている。このような対応を拡充するという議論と、通知制度の中で通知書をどうするのかという議論というの是一緒にすべきではないと思う。今回の「通知制度」に関する検討の中では、通知書をどのようにするかという検討をし、それ以上の対応については、

³ 更生保護法第50条第1項において、一般遵守事項が規定されており、第2号において、「二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。」とされている。

- 相談・支援や、心情等伝達制度の利用など、別の段階の議論になると思う。
- ・ (座長) 通知制度というのは形式的なものであり、ある程度一律に実施される必要があるものであるが、心情等伝達制度や相談・支援などでは、様々な工夫が可能ということかと思う。
 - (事務局) 心情等伝達制度であれば本人が発した内容が被害者等に伝達されることになるため、プライバシーの問題は発生しない。通知制度の議論は、プライバシーを侵害しない範囲で、提供できる情報があるのではないかというところだと思うが、保護観察に対して正当な興味を持っている被害者等に対して、どのように対応するかというのは、今後考えていく必要はあると思う。
 - ・ 通知書について、加害者の状況や処遇の内容などをもっと詳しく書くようにしてほしいと思っているが、それは、加害者処遇を担当する者の加害者を見る目が変わり、処遇に力を入れてくれるのではないかと思っているからである。被害者等の中には、加害者の保護観察中に犯罪被害に遭っている人もいる。そのため、例えば、保護観察官や保護司にどんな態度をとっているかなども、通知書に詳しく書くようにしてほしい。
 - ・ 被害者等の中には、例えば性犯罪の被害者では、届いた通知を触るのも苦しく、通知書を見るだけで精一杯で、とても自分で保護観察所に電話をする、ましてや心情等伝達制度で加害者に何か伝えることなどできないという人もいる。しかし、そういう人こそ、より加害者の情報を得たいと感じていると思う。そういう意味では、他の制度でフォローできない部分があるということは念頭に置いていただきたいと思う。また、加害者本人の情報に加え、保護観察所でどのような処遇をしているのか知りたいという被害者等もいる。
 - ・ 自由記載を要するものは通知書に記載するのは難しいと思う。客観的なものとして、就労の有無について意見があったが、そのほかに被害者等の要望として、同居人の有無を知りたいというものもあった。これは、「身元引受けを約束して保護観察になったのだから、その状況を知りたい。」という意見と、再被害を恐れて、加害者が一人で生活しているのかどうか知りたいという意見があった。通知書にチェックするものの中で、個人情報保護法に反しない情報というものが、今後もう少し広げられないかと思う。
 - ・ 客観的な事実として、こういう面に力を入れて処遇をしているということは、記載できないのか。例えば、加害者が「素直に聞いていた。」「感情的になった。」といったことは主観的なものであり、記載するのは難しいと思うが、遵守事項や面接回数だけでは、被害者等にとっては何の意味があるのか分からないと思うため、何か工夫ができないかと思う。

- (事務局) それを通知することで、被害者等にかえって不安を与えることにならないか。例えば、「交友関係について特に重点的に指導している。」といったことが書いてあると、どんな生活をしているのだろうと不安をあおるようなこともあり得ると思う。
- ・ 被害者等にとって、何も分からないことほど不安なことはないため、そのような情報も知らせてほしい。
 - ・ 通知書には、問合せ先の電話番号が書いてあるが、ここに連絡すれば、追加で情報を得られるのか。
 - ・ 追加で情報を得られるということはないが、例えば、再被害に不安のある被害者等の場合、電話でその不安をしっかりと聞き取り、どうしたらこの不安が軽減できるのか一緒に考え、他の制度、例えば再被害防止の制度などを案内することなどができる。ただし、保護観察所に連絡できない被害者等ももちろんいるということも考えると、通知を発出するときに、自分から連絡がしにくいような事情のある被害者等には、保護観察所から電話をしてフォローするということが可能だと思う。
 - ・ 通知書自体が無機質であり、内容も難しく、細かいことがいろいろと書いてあるという印象で、ここに保護観察所の連絡先が書いてあっても、電話を掛けようという気持ちになかなかないと思うため、何か工夫ができないものかと思う。通知制度から、相談・支援につなげるという流れが作れるといいと思う。
 - ・ 被害者等全員は難しいとしても、他者からの支援がないと、踏み出すことが難しいだろうと考えられる被害者等には、保護観察所からアプローチをしていくというのは検討してもいいのではないかと思う。
 - ・ 被害者等は、強そうに、ハキハキしているように見えたとしても、そのときだけ頑張って無理をしている場合も多いので、丁寧に説明してほしい。
 - ・ 通知は、文書での通知が原則であるが、電話等でも通知できる。その希望方法としては、申出書（第1回会合配付資料2の別添1及び4）の中で、文書での通知を希望するか、そのほかの方法を希望するかというものにチェックを付けるようになっていて、何も付いていなければ、原則文書による通知となる。例えば、文書での通知も希望するが、文書を発出する前に電話がほしいというニーズがあればそれに応じて実施しているが、この電話のところにチェックが付いていないと、更生保護官署から電話をしてもいいのかどうか、現場としては迷うところである。通知制度の申出書の様式は検察庁の様式であり、これを変更することは困難であるが、電話をしてもいいかどうか、被害者等の意思を確認できるような方法があれば、更生保護官署から被害者等に電話をするハードルも下がり、電話をすることも可能ではないかと思う。

- 通知制度を利用している被害者等は、被害を思い出すことなどで苦しい思いをすることも、ある程度覚悟の上で利用していると思うため、むしろ、積極的に更生保護官署から連絡していききたいという現場の声もある。

また、将来的には、通知制度とは別に、いつの時点でどういう情報が必要かということを被害者等がチェックシート形式で希望できるような形になればいいと思う。時間の経過等により、被害者等の気持ちも状況も変わっていくため、そこはそのときに近い気持ちが反映された形で情報提供がなされたほうがいいのではないかと思う。

- 申出書について、被害者等は文書と電話の一つしか選んではいけないと、両方にチェックしてはいけないと思っているかもしれない。
- (座長) 私の立場から見ても、例えば裁判所の文書は無機質であると感じるが、更生保護官署は行政機関なのであるから、何か工夫できることもあるのではないかと思う。